

「令和4年度与党税制改正大綱」について

本日、「令和4年度与党税制改正大綱」が決定された。地方税についても、岸田総理が掲げられている「成長と分配の好循環」を創出する観点から、地方法人課税を巡る諸課題への対応と税収の安定確保の両面に配慮されたものとなっており、取りまとめにあられた政府・与党の関係各位の御尽力に敬意を表する。

特に、「地方拠点強化税制」の延長・拡充、住宅ローン控除に係る個人住民税減収額の国費補填、航空機燃料譲与税の譲与割合引上げなど、これまで全国知事会が提言してきた内容なども多く盛り込まれており、地方の声を聞き届けていただいたものと評価し格別のご高配に感謝申し上げます。

全国知事会としても、国と一体となって、地方部と都市部が共に輝き、コロナ禍前よりも良い日本を創生できるよう、引き続き着実に対応してまいりたい。

社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が責任をもって、新型コロナに対応するとともに、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化等による地方創生の推進、防災・減災、国土強靱化をはじめとする安全・安心なくらしの実現、活力ある地域社会の実現等、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。

政府・与党におかれては、引き続き、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組んでいただくことを求めたい。

令和3年12月10日

全国知事会 会長

鳥取県知事 平井 伸治